

北九州市立中学校トイレ整備事業
入札説明書

北九州市

令和7年4月1日

第1 総合評価一般競争入札による旨及び本入札説明書の位置づけ

北九州市（以下「市」という。）が実施する「北九州市立中学校トイレ整備事業」（以下「本事業」という。）に係る契約の入札は、総合評価一般競争入札により落札者を決定することとする。

別に示す要求水準書、落札者決定基準、様式集は本入札説明書（以下「本書」という。）と一体のものであり、工事請負契約書（案）は参考として提示するものである。

本書と要求水準書との間に異なる点がある場合の優先順位は、本書、要求水準書の順とする。また、本書に記載のない事項については、市が定めた条例・規則などの公表資料によるものとする。

第2 入札に付する事業概要及び予定価格等

1 事業名称

北九州市立中学校トイレ整備事業

2 事業目的

令和6年4月、北九州市は新たな教育大綱を策定し、こどもまんなかで質の高い教育環境の充実を図るため、5つの柱の1つとして、「全てのこどもにとって、居心地のよい学校をつくる」ことを掲げている。

学校トイレの改修は、思春期を迎え、特に心身面でも大きな変化を生じる女子中学生にとっては、健康で快適な学校生活を送るうえで重要であり、喫緊の課題である。中学校トイレの改修が、出来る限り迅速に進めるため、本事業を設計施工一括発注方式により実施する。

3 事業対象

北九州市立中学校 20校（校名等は表1に記す。）

4 業務内容及び要求水準

本事業を実施する上で、本事業者（「受注者」に同じ）が実施しなければならない業務は以下のとおりであり、業務の詳細や要求水準は要求水準書として別に提示する。なお、工事請負契約書（案）において工事とは、（1）から（4）を総称するものとする。

（1）簡易設計業務

すべての事業対象におけるトイレ洋式化改修に係る簡易設計業務

（2）施工業務

すべての事業対象におけるトイレ洋式化改修に係る施工業務（検査・検収に係る書類作成や立合い、工程調整に係る諸手続等の業務を含む。）

(3) 工事監理業務

すべての事業対象におけるトイレ洋式化改修に係る工事監理業務（事業の円滑な進行管理、定例会議等の運営を含む。）

(4) 統括責任者業務

簡易設計業務、施工業務、工事監理業務を監督し、全体管理、連絡調整を行う。

5 契約方法

7に示す区分ごとの契約とする。応募は1区分からでき、複数区分応募し、複数区分落札することができるものとする。

6 工期

契約締結の日から令和8年3月31日までとするが、入札参加者の技術提案により、前倒しすることができる。

7 予定価格

表1のとおりとする。予定価格を再設定する必要があるときは、入札日までに修正公告する。

表1 入札区分と各区分の予定価格

区分	学校名	改修後 大便器数（洋式）	予定価格 （税抜）
第1グループ	①門司中学校 ②思永中学校 ③企救中学校 ④大谷中学校 ⑤飛幡中学校	188 基	150,955,900 円
第2グループ	①曽根中学校 ②広徳中学校 ③志徳中学校 ④菅生中学校 ⑤東谷中学校	230 基	180,311,500 円
第3グループ	①若松中学校 ②向洋中学校 ③折尾中学校 ④穴生中学校 ⑤熊西中学校	193 基	150,209,900 円

第4グループ	①花尾中学校 ②黒崎中学校 ③沖田中学校 ④八児中学校 ⑤千代中学校	217 基	160,138,100 円
--------	--	-------	---------------

※ 予定価格は、簡易設計業務、施工業務、工事監理業務及び統括責任者業務のすべてを含んだ合計金額（消費税額及び地方消費税額を除く。）とする。

※ 改修後大便器数は、原則、改修後に必要な最低便器数とする。ただし、トイレブースの標準寸法を確保する、又は、車いす対応トイレの確保を優先した結果、上記の数が取れない場合は、契約締結後に契約変更や減額、代替措置等について、市と事業者で協議するものとする。

8 契約金の支払方法

（１）前払金

受注者は、保証事業会社と、工事請負契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、当該会計年度の出来高予定額の10分の4以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

（２）中間前払金

受注者は、前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、当該会計年度の出来高予定額の10分の2以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

（３）部分払

受注者は、請求することができない。

第3 入札参加者に必要な資格等

入札参加者に必要な資格等（以下「入札参加資格」という。）は下記のとおりとする。

1 入札参加者の構成等

- （１）入札参加者は、単体企業あるいは複数の構成員からなる任意に結成された共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。
- （２）共同企業体の構成における代表者とは、構成員のうち施工業務を担当する企業で、共同企業体を代表し、入札参加手続き等を行う者をいう。
- （３）共同企業体の出資は、以下の全ての要件を満たすこと。
 - ・全ての構成員が共同企業体に出資していること。

- ・ 施工業務を担当する構成員の出資比率は30%以上であること。
 - ・ 代表者は、出資比率が構成員中最大であること。
- (4) 入札参加者は、参加表明書等提出の際に代表者及び構成員名及び担当業務を明記し、必ず代表者が入札参加手続きを行うこと。
- (5) 共同企業体の構成員は、本事業の入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員として参加してはならない。
- (6) 業務実施体制は、事業を円滑に進めるため、以下の体制とする。
- ① 単体企業あるいは共同企業体は、全体業務を統括的に管理する統括責任者のもと、簡易設計業務における設計管理技術者、施工業務における現場代理人、主任技術者又は監理技術者（以下「主任技術者等」という。）、専門技術者、工事監理業務における工事監理者を配置する。
 - ② 雇用期間を特に限定することなく、入札参加者（共同企業体の場合は代表企業）と3か月以上の雇用関係にある者を、本業務の統括責任者として専任で配置できること。
 - ③ 工事に係る簡易設計業務の設計管理技術者と工事監理業務の工事監理者は同一人とすることができる。

2 入札に参加する単体企業あるいは共同企業体の構成員の資格

入札に参加する単体企業あるいは共同企業体の構成員は、次に掲げる資格を満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 建設工事有資格業者名簿（北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。）に記載されている者であること。
- (3) 参加表明書の受付日から契約締結までの間に、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。）から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 市税ほか本市に対する納付金の滞納がないこと。
- (5) 本市発注の契約に関し、次に掲げる事項に該当し、当該状態が継続していないこと。
 - ① 契約に基づく工事関係者に関する措置要求に請負者が従わないこと等契約の履行が不誠実であること。
 - ② 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。
- (6) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実を確認されていないこと。
- (7) 破産法（平成16法律第75号）に基づく破産開始手続開始の申立てをなし又は破産

手続き開始の決定がなされていないこと。

(8) 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成 17 法律第 86 号）に基づく特別清算開始の命令がなされていないこと。

(9) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生開始手続開始の申立てをなし又は再生手続開始の決定がなされていないこと（再生計画認可の決定がなされた場合を除く）。

(10) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをなし又は更生手続開始の決定がなされていないこと（更生計画認可の決定がなされた場合を除く）。

(11) 次の①から⑦のすべてに該当していないこと。

① 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員であると認められる。

② 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる。

③ 役員等又は使用人が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる。

④ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる。

⑤ 役員等又は使用人が暴力団又は暴力団員と密接な交際を有し、又は社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。

⑥ 暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用している。

⑦ 役員等が、暴力団員又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

(12) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、市発注の建設コンサルタント業務、建設工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。また、北九州市建設工事等入札参加者の指名停止要綱別表 1 ～ 3 に掲げる要件に該当する者でないこと。

(13) 次の①から③のすべてに該当していないこと。

① 刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は第 198 条の規定による刑が確定している。

② 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、公正取引委員会から排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあっては、納付命令）が確定している。

③ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 77 条の規定による審決取消しの訴えにつき、請求が棄却され又は却下されて判決が確定している。

- (14) 北九州市立中学校トイレ整備事業技術評価委員会（以下「評価委員会」という。）の委員が属する組織もしくは企業またはその組織もしくは企業と資本面もしくは人事面において関係がない者であること。なお、本書において、「資本面で関係がある者」とは総株主も議決権の 100 分の 50 を超える議決権を有し、またその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資を行っている者をいい、「人事面で関係のある者」とは当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。

3 入札に参加する単体企業あるいは共同企業体の構成員の業務遂行能力に関する資格

入札に参加する単体企業あるいは共同企業体の構成員は、次に掲げる資格を満たさなければならない。本項における専任とは、法令に特段の定めがあるものを除き、専ら本工事の工期中、継続して本工事に関する業務に従事するものとし、止むを得ない事由の他は他の者と交代しないことを言う。なお、本項において規則とは、北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 6 年北九州市規則 59 号）を指す。

- (1) 規則第 7 条第 1 項の有資格者名簿に記載されている者であること。
- (2) 本店又は主たる営業所が北九州市内にあること。
- (3) 登録工種は規則第 2 条の建設工事の種類のうち、建築工事又は管工事（希望順位を問わない。）であること。
- (4) 規則第 12 条第 1 項及び別表の等級の区分が A であること。
- (5) 本業務に係る建設業法第 26 条第 1 項に規定する監理技術者または主任技術者を専任で配置することができること。なお、配置する監理技術者または主任技術者に対応した監理技術者資格者証の交付を受け、監理技術者講習修了証を取得し、直接的かつ恒常的な雇用関係を有するもので、入札日において雇用期間が 3 ヶ月以上経過している者に限る。
- (6) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく建設業の許可を受けていること。
- (7) 単体企業あるいは共同企業体の代表者は（1）から（6）のすべての要件を満たすこと。共同企業体のその他の構成員は（1）から（3）までのすべての要件を満たすこと。

第 4 落札者決定について

1 落札者の決定方法

落札者の決定方法は、総合評価一般競争入札とする。市は、落札者決定基準によって算出された総合評価点（入札価格から算出される価格評価点と技術提案書の評価等により得られる技術評価点の合計で 100 点満点）が最も高い者を落札者に決定する。なお、総合評価点が同点となった者が 2 者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて

落札者を定める。

2 落札者決定基準

落札者決定基準は別に提示する。

3 学識経験者

市が落札者決定基準を定めるとき及び当該基準に基づき落札者を決定するとき、学識経験者の意見（技術提案書の評価等を含む）を聴く。そのため、市は評価委員会を設置する。評価委員会の構成員は、全中学校において本事業が完了するまで公表しない。

第5 入札書及び技術提案書

1 入札書

入札書に記載する入札価格は、第2の4に掲げる本事業者が実施しなければならない業務、法的手続き及び業務実施に必要な費用の総額を提示すること。入札書に記載する入札価格は課税事業者であることの有無にかかわらず、消費税及び地方消費税の額を除く価格を記載すること。入札価格の算出にあたっては、各業務の適正な見積等に基づき算出すること。

2 技術提案書

技術提案書は落札者決定基準別表1の評価項目に沿って、別に定める様式に基づき提出すること。

第6 入札のスケジュール及び手続き

1 入札のスケジュール

令和7年度の入札のスケジュールは次のとおりとする。

公告、入札説明書等配布	4月 1日
入札説明書等に関する質疑受付	4月 1日～5月 2日
現地視察会受付	4月 1日～4月18日
現地視察会実施	4月21日～4月24日
参加表明書の提出	4月 1日～5月16日
入札説明書等に関する質疑への回答	5月12日
入札書、技術提案書受付	5月19日～5月30日
ヒアリング、入札書の開札	6月 9日～6月15日
落札者決定（予定）	6月中旬
契約締結（予定）	落札者決定後速やかに

2 入札説明書等及び質疑の受付と回答

(1) 公告、入札説明書等の配布

ア 配布期間

公告の日から令和7年5月16日まで

午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

イ 配布方法

入札説明書等は北九州市ホームページに掲載及び窓口にて配布する。

ウ 配布資料

入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、工事請負契約書（案）

(2) 入札説明書等に関する質疑受付

ア 受付期間

公告の日から令和7年5月2日午後4時30分まで

イ 提出方法

様式12を用い、電子メール（送信先アドレスは第11を参照、以下同じ）で送付するとともに、教育委員会施設課に電話し、着信確認すること。誤送信等により市に未着の場合、着信確認していない者の質疑は受け付けないことがある。

(3) 入札説明書等に関する質疑への回答

ア 回答日

令和7年5月12日

イ 回答方法

質疑に対する回答は北九州市ホームページに掲載する。

ホームページ <https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kyouiku/03300035.html>

3 現地視察会の受付と実施

(1) 現地視察会受付

ア 受付期間

公告の日から令和7年4月18日午後4時30分まで

イ 受付方法

事前に教育委員会施設課に電話し、視察時間の指定を受けること。その後、様式13を用い、電子メールで申請すること。視察時間の指定を受けていない者の視察は受け付けないことがある。

(2) 現地視察会実施

現地視察会は下記のとおり実施する。校内は市職員の同行を必須とする。また、学

校への問い合わせは不可とし、事故等により緊急連絡が必要な場合は、教育委員会施設課に連絡すること。

ア 実施日時

実施日は表 2 のとおりとする。視察時間は表 3 により、受付時に参加者毎に市が指定する。指定時間内であればいつ集合しても構わないが、指定時間以外の視察はできない。

イ 集合場所

各学校の玄関前とする。学校敷地内への駐車は 1 台に限り認める。

ウ 視察対象

改修を行う対象トイレ、廊下、校舎外周り、分電盤、受変電設備等とする。

表 2 視察実施日

区分	学校名	所在地	実施日
第 1 グループ	①門司中学校	門司区丸山二丁目 5 番 1 号	4 月 21 日
	②思永中学校	小倉北区大門一丁目 5 番 1 号	
	③企救中学校	小倉南区南若園町 1 番 1 号	
	④大谷中学校	戸畑区東大谷一丁目 9 番 1 号	
	⑤飛幡中学校	戸畑区小芝一丁目 8 番 20 号	
第 2 グループ	①曾根中学校	小倉南区中曾根二丁目 13 番 1 号	4 月 22 日
	②広徳中学校	小倉南区南方四丁目 13 番 1 号	
	③志徳中学校	小倉南区企救丘四丁目 4 番 1 号	
	④菅生中学校	小倉南区徳吉南二丁目 2 番 1 号	
	⑤東谷中学校	小倉南区大字木下 499 番地の 1	
第 3 グループ	①若松中学校	若松区白山二丁目 12 番 45 号	4 月 23 日
	②向洋中学校	若松区小石本村町 21 番 1 号	
	③折尾中学校	八幡西区中須一丁目 3 番 1 号	
	④穴生中学校	八幡西区萩原三丁目 6 番 1 号	
	⑤熊西中学校	八幡西区山寺町 4 番 1 号	
第 4 グループ	①花尾中学校	八幡東区桃園四丁目 4 番 1 号	4 月 24 日
	②黒崎中学校	八幡西区西鳴水一丁目 1 番 1 号	
	③沖田中学校	八幡西区沖田四丁目 18 番 1 号	
	④八児中学校	八幡西区町上津役西四丁目 16 番 1 号	
	⑤千代中学校	八幡西区千代二丁目 23 番 1 号	

表 3 視察時間

視察時間割	各実施日共通									
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
9:00～9:30	①	②	③	④	⑤					
9:30～10:00						①	②	③	④	⑤
10:00～10:30										
10:30～11:00	②	③	④	⑤	①					
11:00～11:30						②	③	④	⑤	①
11:30～12:00										
12:00～12:30	③	④	⑤	①	②					
12:30～13:00						③	④	⑤	①	②
13:00～13:30										
13:30～14:00										
14:00～14:30	④	⑤	①	②	③					
14:30～15:00						④	⑤	①	②	③
15:00～15:30										
15:30～16:00	⑤	①	②	③	④					
16:00～16:30						⑤	①	②	③	④
16:30～17:00										

※表 3 中の○数字は、表 2 中の学校名に付した○数字と対応している。

(3) 現地視察会の留意事項

- ・ 1 参加者の視察可能人数は 6 人以下とする。
- ・ 学校敷地内は全面禁煙とする。
- ・ 学校教育活動等に支障がないように留意すること。
- ・ 原則、市から資料は配布しない。
- ・ カメラ等による撮影は可とするが、生徒等が特定されないようにし、トイレは生徒等が使用中に調査しないこと。また、撮影したものは本事業以外に使用しないこと。
- ・ 同行する市職員は、本事業の担当者とは限らないため、本事業に関する質疑には応じない。ただし、同行する市職員から質問された場合、参加者は回答すること。
- ・ 現地視察会の予定変更があった場合、市から連絡する。

3 参加表明書等の提出

(1) 参加表明書の提出

入札に参加しようとする者は、下記により参加表明書等の提出物を持参し、提出し

なければならない。複数区分に応募する場合は、応募する区分名を全て記載して提出すること。

ア 提出期間

公告の日から令和 7 年 5 月 1 6 日まで（土日祝日除く）

午前 9 時から午前 11 時 30 分まで及び午後 1 時から午後 4 時 30 分まで

イ 提出場所

北九州市教育委員会施設課

（北九州市小倉北区大手町 1 番 1 号小倉北区役所庁舎東棟 6 階）

ウ 提出物

参加表明書（様式 1）

様式 1 に掲載する関係書類

4 資料の貸し出し

参加表明書を提出した者に対して、次のとおり業務に利用できる参考資料（以下「貸与資料」という）を貸与する。

（1）貸与資料の貸与の申し出及び返却

ア 受付期間

公告の日から上記 3（1）アの期間内

イ 受付場所

上記 3（1）イの場所

ウ 返却期間及び場所

令和 7 年 5 月 3 0 日午後 5 時までに貸与を受けた場所に返却すること。

（2）貸与資料は電子データ（PDF ファイル等）で貸与する。

（3）資料の貸与を受けるときは様式 1 4 の貸与申請書を提出すること。

（4）貸与を受けた資料は、本業務の入札参加に関する目的のみに利用するものとし、それ以外の目的に使用してはならない。また、入札参加者（代表者及び構成員）以外に開示してはならない。

5 入札書及び技術提案書の提出

（1）入札書及び技術提案書の提出

参加表明書を提出した者は、下記により入札書及び技術提案書を持参し、提出すること。

ア 提出期間

令和 7 年 5 月 1 9 日から令和 7 年 5 月 3 0 日まで（土日祝日除く）

午前 9 時から午前 11 時 30 分まで及び午後 1 時から午後 4 時 30 分まで

イ 提出場所

北九州市教育委員会施設課

(北九州市小倉北区大手町 1 番 1 号小倉北区役所庁舎東棟 6 階)

ウ 提出書類

書類名	様式	提出部数
入札書	様式 9	・ 正本 1 部
入札書内訳書 (区分毎)	様式 10	
技術提案書提出書	様式 7	・ 正本 1 部
技術提案書 ・ A 4 版 (様式 D のみ A 3) 片面、カラー刷りとする。 ・ 文字の大きさは印刷紙面ベースで 10.5 ポイント以上とする。 ・ 日本語で作成すること。 ・ 様式 C 及び D は、応募区分 (グループ) ごとに 1 枚作成すること。その他の様式は全応募区分 (グループ) まとめて 1 枚作成すること。 ・ 様式内の記載事項等を遵守すること。	様式 A B-1 B-2 B-3 B-4 C D	・ 正本 1 部、副本 14 部 ・ CD-R 又は DVD-R 1 枚 (格納するファイル形式は、Microsoft Office 形式とし、それができない場合は PDF 形式とする。) 【注意事項】 ・ 正本及び副本は、応募する区分毎に 1 部ずつ、薄手の紙製個別フォルダに綴じること。 ・ フォルダの表紙やタブ等に、参加者番号、正本副本の別、副本の整理番号 (1~14) を明示すること。 ・ フォルダ及び様式 A~D に入札参加者名や構成員等の名称は記載しないこと。
入札説明書等に関する誓約書	様式 8	
補足資料 ・ 関係する事業の実績などをグラフなどで示す補足資料は任意とするが、入札参加者や構成員等が分かるパンフレットの類を添付することは認めない。補足資料は、提案書の内容を逸脱することなく、提案書を補足する最低限のものとする。	様式無	

エ 提案対象トイレ

技術提案書様式 D は、各区分決められた「提案対象トイレ」について提案を記載すること。提案対象トイレは下記のとおりとする。

区分	学校名	設置階	提案対象箇所
第 1 グループ	思永中学校	3 階	後掲図面 1 G 2-3
第 2 グループ	広徳中学校	3 階	後掲図面 2 G 2-3

第3グループ	若松中学校	2階	後掲図面3 G1-2
第4グループ	沖田中学校	2階	後掲図面4 G1-2 及びG2-2

オ 提出にあたっての注意事項

- (ア) 入札書及び入札書内訳書(区分毎)は封筒に入れ厳封・封印し、封筒表面に「北九州市立中学校トイレ整備事業入札書在中」と朱書きし、裏面に入札参加者名を記入し提出すること。複数区分応募する場合も、1つの封筒に封入すること。
- (イ) 入札書及び入札書内訳書(区分毎)以外の技術提案書等は共に厳封・封印しないこと。

6 開札及びヒアリング

(1) 開札

入札書の開札は下記のとおり行う。開札に入札参加者は立ち会わない。入札価格が予定価格を超えた入札書を提出した者は失格とする。なお、入札結果は落札者決定まで公表しない。

ア 日時

令和7年6月9日～令和7年6月15日

(2) ヒアリング

技術提案書を提出した者に対し、評価委員会は次のとおりヒアリングを行う。ヒアリングに欠席したものは失格とする。なお、ヒアリング実施日は土日・夜間になる可能性もあるので、留意すること。詳細は別途通知する。

ア 日時

令和7年6月9日～令和7年6月15日

イ 場所

未定

ウ ヒアリングの形式

入札参加者が技術提案書の概要について説明した後、評価委員会委員が質疑をする形で行う。

エ 注意事項

- (ア) パネル持込、追加資料の配布は認めない。
- (イ) 出席者は3名以内とする。
- (ウ) 質疑への回答には履行義務が生じる。

7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) この入札説明書に示した入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札
- (2) 一切の提出書類に虚偽の記載をした者の入札
- (3) 単体企業あるいは共同企業体の代表者または構成員が、参加表明書の提出から入札日までの間に会社更生法の適用を申請する等、その担当する業務を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- (4) 必要な書類が不足している入札
- (5) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていない入札
- (6) 入札書の金額の表示を改ざんし、または訂正した入札
- (7) 評価委員会の委員に対し、この入札手続きにおいて自己又は他者に有利又は不利になる目的のため、接触等の働きかけを行った者の入札
- (8) 北九州市契約規則（昭和 39 年北九州市規則第 25 号。以下「契約規則」という。）第 12 条各号のいずれかに該当する入札

8 入札保証金

免除する。

9 その他の注意事項

(1) 入札にあたっての留意事項

ア 入札書及び技術提案書の提出及びヒアリングには単独企業又は共同企業体の代表者又は代表者から委任を受けた代理人が行わなければならない。

ウ 入札参加者は、その提出した入札書及び技術提案書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(2) 入札の辞退

入札参加者は、入札書及び技術提案書提出日まで、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退する場合は、様式 15 の入札辞退届を使用し、以下に掲げるところにより行う。

ア 代表者又は代表者から委任を受けた代理人が市まで直接持参すること。郵送による場合は「第 6 入札のスケジュール及び手続き」5（1）アの期限までに、イの場所に書留郵便を使用し到着するように郵送すること。

イ 入札書及び技術提案書提出期限までに、入札書及び技術提案書を提出しなかった者は失格とする。

ウ 参加表明書を提出したものが、入札を辞退せず、入札書又は技術提案書の必要書類を提出しなかった場合、次年度における本事業の落札者決定において不利な扱いを受けることがある。

(3) 入札の延期等

入札にあたり、入札参加者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和 22 年法律第 54 号)に抵触する行為を行ってはならない。また、公正な入札を執行できないと認められる場合、競争性が担保されないと認められる場合又はこれらの恐れがある場合は、特定の入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行の中止、延期若しくは取消をすることがある。入札後に入札に係る不正な行為が発覚した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

(4) 費用の負担

入札及び契約に関して入札参加者が要する費用の一切は、それぞれの入札参加者の負担とする。また、提出された技術提案書は返却しない。

(5) 著作権等の帰属

本事業に関する技術提案書等の著作権は入札者に帰属する。但し、本事業に関する公表及びその他市が必要と認めるときは、市は、市又は市が委託した第三者をして技術提案書等の全部及び一部を複写し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正を行い無償で使用するすることができる。市が入札者の技術提案書等を公表したときに、第三者の著作権等を侵害した場合は入札者の責任とする。入札者の技術提案書等は、北九州市情報公開条例の規定による不開示情報を除き公表することがある。

第 7 落札者決定後の手続き

1 落札者を決定した旨の通知及び公表

市は、基準に基づき落札者を決定したとき、その旨を直ちに当該落札者に通知するとともに、北九州市ホームページに掲載する。

2 契約締結

落札者の決定後、参考として提示する工事請負契約書(案)により契約を締結する。落札者は、落札決定の日から市が指定する日までに、市と契約を締結しなければならない。また、落札者が契約に応じないとき、総合評価点の次点者と契約を締結することがある。

なお、契約に要する費用の一切は落札者の負担とする。

2 契約保証金

落札者は契約締結にあたり、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を契約締結まで納付する。ただし、契約規則第 25 条第 7 項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

第 8 要求水準及び技術提案の履行確認

要求水準書及び技術提案書に記載された事項は契約の義務事項であり、受注者は設

計図書及び施工計画書等に反映するとともに、確実に履行しなければならない。また、技術提案書様式Dにおいて「提案対象トイレ」について提案した内容は、提案対象トイレ以外のトイレについても物理的制約がない限り確実に履行しなければならない。提案を履行することができない場合、違約金を徴することがある。

北九州市は契約の適正な履行を確保するため、職員又は職員以外の者に委託して必要な監督又は検査等を行うことがある。また、当該年度の事業完了後、教育委員会及び事業対象校による評価を行い、次年度の落札者決定基準に加味する予定である。

受注者は市等に適切な履行確認方法を提案し、双方協議して決定したうえで、受注者が確実に管理するとともに、市の検査に備え、履行状況が確認できる資料を作成しなければならない。

第9 市及び事業者のリスク分担

1 基本的な考え方

本事業は、リスクを最も良く管理することができる者が当該リスクを分担するとの考え方にに基づき、市及び本事業者が責任を分担する。

2 予想されるリスク及び責任分担

市及び本事業者のリスク及び責任分担は原則として要求水準書に示すリスク分担表のとおりであるが、責任分担の程度や具体的な内容については、工事請負契約書（案）に示す。

第10 その他

- (1) この契約手続きに関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- (2) この契約手続きに定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- (3) この契約手続きに関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

第11 問合せ先等

北九州市教育委員会施設課施設整備担当係

電話 093-582-2361

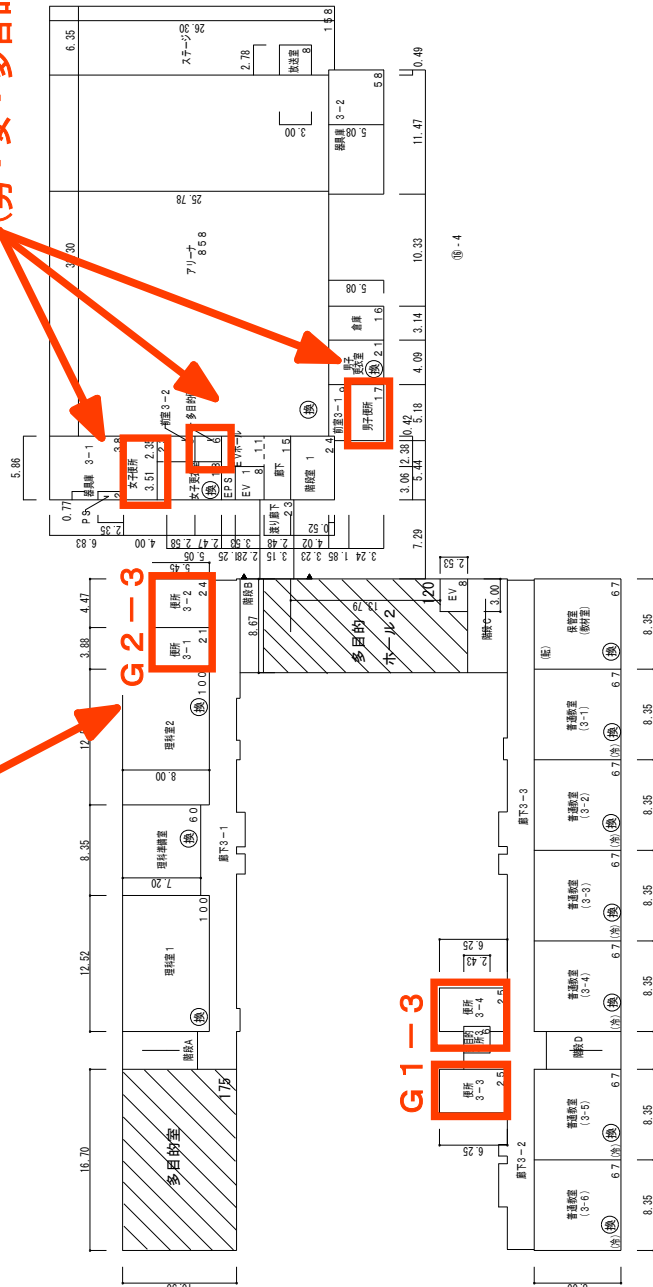
電子メール kyou-shisetsu@city.kitakyushu.lg.jp

担当 施設整備担当係長、北九州市立中学校トイレ整備事業担当者

(令 和 6 年 度)

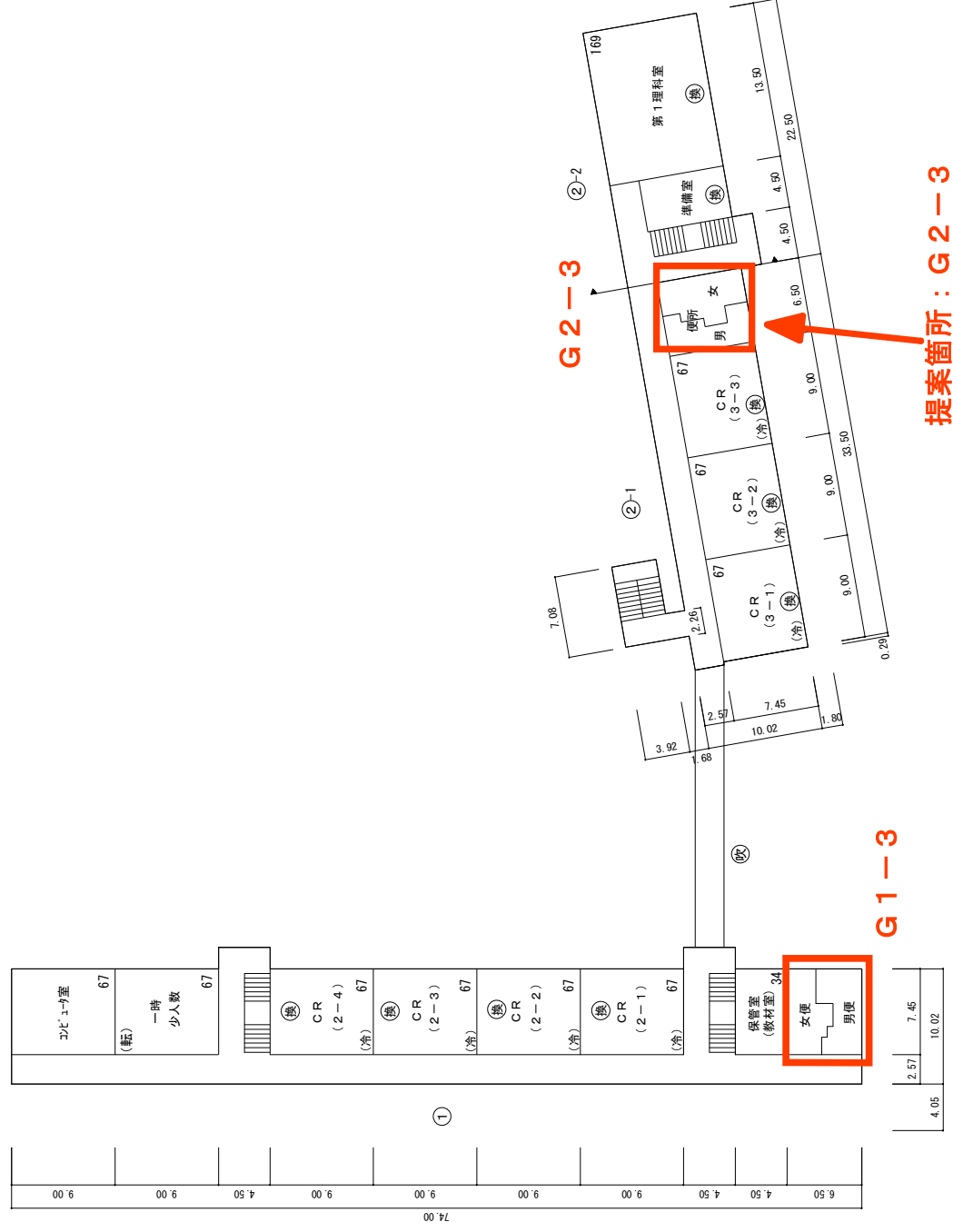
提案箇所 : G 2 - 3

屋内運動場
(男・女・多目的で1セット1箇所)



第 1 グループ 思永中学校

改修対象箇所 :

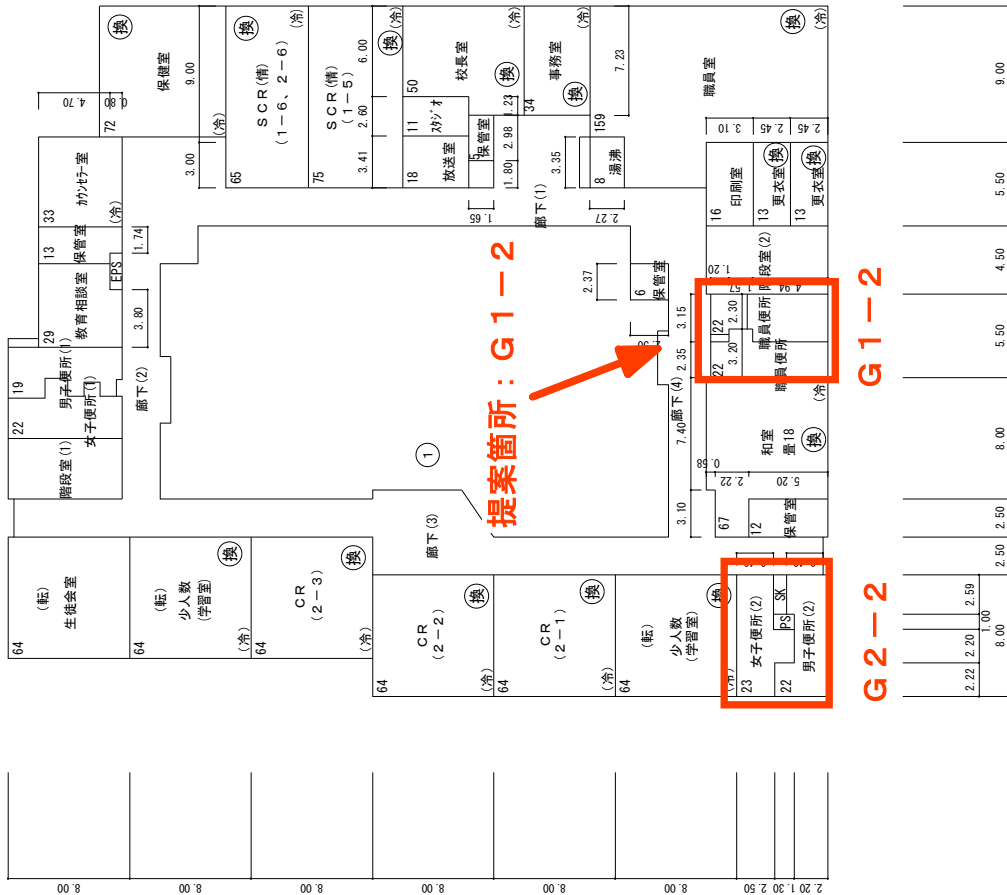
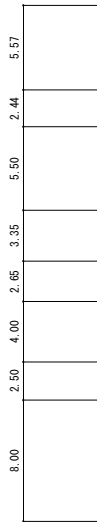


第2グループ 広徳中学校

改修対象箇所：

提案箇所：G2-3

圖面
階
3



提案箇所：G1-2

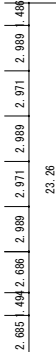
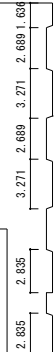
G1-2

G2-2

第3グループ 若松中学校

改修対象箇所：

8.36



部室 ④

2階平面図

